

第36号議案

春日市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年6月6日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

災害による被災者等申請が困難な納税義務者に対して市税の減免を適用すること等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市税条例の一部を改正する条例

春日市税条例(昭和33年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。